

第八回国会 法務委員会 議 録 第五号

昭和二十五年七月二十四日(月曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事北川 定務君 理事田嶋 好文君

理事猪俣 浩三君

角田 幸吉君

佐藤 昌三君

松本 弘君

大西 正男君

世耕 弘一君

出席政府委員

民事法務長官 田中 治彦君

検事(法務府民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

七月二十四日

猪俣浩三君が理事に補欠当選した。

七月二十二日

岡山地方法務局高梁支局庁舎建設に

関する請願(橋本龍伍君紹介)(第一

八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

土地台帳法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第二号)

○安部委員長 これより会議を開きま

す。

第一類第四号 法務委員会議録第五号

昭和二十五年七月二十四日

本日の議事に入る前にお知らせして

おくことがあります。それは去る七月

二十一日委員でありました猪俣浩三君

が辞任せられ、その補欠として武藤運

十郎君が委員となり、同日再び武藤

猪俣浩三君が委員となられましたこと

であります。つきましてはこの際お諮

りいたします。猪俣浩三君は理事であ

りましたので、理事一名を補欠選任しなればならぬのであります。理事の選任は先例によりまして選挙の形式を省略し、委員長において御指名いたすに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議なしと認めます。それでは猪俣浩三君を理事に御指名いたします。

○安部委員長 次に土地台帳法等の一部を改正する法律案を議題といたします。前回の委員会に引続いて質疑を続けます。

○大西(正)委員 他の委員の方からすでに御質問があつたかも知れませんが、私了承いたしましたので、お尋ねいたします。

一つは予算の關係であります。この土地台帳法等の法律を施行いたしますに、これがために法務府關係に對しましてどれだけの事務量が增加されるのであるか、その事務量を人員に換算いたしました、大体何名分ぐらゐの事務量になるか。それからこれを施行するに於いての物件費、最初に申

しました人件費、それらを含めまして、大体どれぐらゐの予算が必要であるかというところをまずお尋ねいたします。

○田中(治)政府委員 この問題につきましては、先般猪俣委員からも御質問を受けたのであります。国会でその点につきまして御心配になられることは、私どもとして非常に恐縮に存するのと同時に、非常にありがたく存するのであります。これはこの前お答え申しました通りに、土地台帳の移管は初め地方税法を考へられるときに考へなければならなかつた問題でございまして、いろいろの關係でその所管をどこにするかが遅れまして、実は昨年の十月下旬によりやくその所管についての閣議決定がありまして、その結果法務府民事局において所管をするということになりました。従つてその予算の編成時期も経過いたしました關係上、本年度予算に組むことができなかった次第であります。そこでとりあえず私どもといたしましては、登記諸費をもちましてその一部に充てまして、不足なものは予備費の流用または補正予算の計上にまつことになるのであります。かりに本年の八月一日から事務が移管されるものと仮定いたしましたとして、本年度のごく大ざつばな数字を申し上げてみますと、大体税務署におきまして、二十四年度にこの土地台帳に關する事務量をどれだけ扱つたかと申しますと、大体三千九百余名、ところが民事局におきましては御承知の通り

自作農のために相當の増員をいたしました。ところが御承知の通り自作農の登記が順次に整備をいたしまして、その数量がだんだん減つて参りました。本年度におきましては、その残りを処理すればいいというふうな状況にありまして、従つてそれに要しております数字は一千九百人ぐらゐであります。そこで事務量が減つて、前に申しました三千九百余名から土地の貸貸調査に要しました人間大体千人ぐらゐ、それを引きました数字と、私どもの方で今持つております千九百余名と引当てまして、人間の手の問題はそれで暫定的に処置をするつもりであります。それから事務費につきましては、もちろん計上されておられませんので、とりあえず法務府の持つております登記諸費、この登記諸費は御承知の通り補充費系統でありますので、その一部を流用をいたしまして、これをまかなつて参りました。いづれその金額が足りなくなつて参りますので、その不足します数字につきましては、追つて補正予算なり、予備費の流用なりをお願いいたしたいと存するのであります。

○大西(正)委員 そうしますと、全部でその数字はどのくらいになりますか。

○田中(治)政府委員 大ざつばな数字でたいへん恐縮であります。私どもの今考へております数字の結論を申し上げますと、来年度におきましては年間の経費費といたしまして、約二億一千万円のはかに、この土地台帳の事務

を移管するために倉庫その他が狭くなつて参りました。それを収容するために倉庫その他の増築費を多少加へまして、約三億四千万の数字を来年度の予算に要求するつもりであります。

○大西(正)委員 そうしますと、今年度は現在の予算の範囲内で行く予定であります。先ほど申されましたように、一部は補正予算を組まなくてはならないようなのでしようか。

○田中(治)政府委員 本年度は先に申し上げました通り、登記諸費でまかなつて参りましたので、多少ふえて参りますので、これを予備費あるいは補正予算で御審議を願う予定であります。

○大西(正)委員 それでは次にもう一点お尋ねいたします。今回の改正が行われましたならば、登記所に、従来からの登記簿とさらに土地台帳とが備えつけられるわけでありまして、一機関に二つの帳簿ができるわけでありまして、この二つの帳簿は現在の当面の問題としてもちろん、必要であります。将来かような二つのものが必要でありまして、どうか。次に、これを将来統一する考へはないかどうか。また統一が適當であるか不適當であるかどうかかわかりませんが、この機会におきまして、登記制度に對して全面的な検討あるいはその結果改革が必要になるかも知れませんが、そういった面について、政府におかれましては何らか研究をされておるものでありましようか。また研究をする必要があると認められるのでありましようか。その点につ

いてお伺いしたいと思います。

○田中(治)政府委員 先ほど申し上げました通り、今年度法務府に土地台帳、家屋台帳事務を移管することになりましたが、昨年非常に押しつまつてからのことで、通常国会の開かれますまでに大きな企画をもつていろいろな受入れの態勢を整えるということとは非常に困難な問題になりまして、そんな事情に置かれたものでありますので、今回の改正案におきましては、事務を移管するに必要な最少限度の改正にとどめております。関係上、登記所は従来の登記事務のほか、あわせて土地、家屋の登録事務を処理することになったのであります。土地台帳、家屋台帳は今後土地価格の現実の状況の把握といふことに第一義的な意義を置いたものであります。しかしながら御承知のように、現在台帳の登録と登記とが不一致のために、ただいま御指摘のようにいろいろ不便とか都合が生じておる実情にあるのであります。従いまして、今回御審議を願っております法案におきましては、たとえて言いますと、不動産登記法の第四十九条の二を初めといたしまして、三十九条の二、八十条の二、九十二条の二というような規定におきまして、その両者の不一致の統一をできるだけかりまして、手続の簡易化をはかるように措置して参つたのであります。しかしながら、これでももちろん足りるわけではないのであります。同一官庁であります登記所においてこの二つの事務を取扱います以上、ただいま申し上げましたように、手続の重複だとか、記載の不一致を避ける必要があることは申すま

でもないことであります。そのためには、現在の登記制度と台帳登録制度を一元化することが一番望ましいことではないだろうか、こういうふうに考えます。しかしながら、この台帳と登記とを一致させるということは、単純な登記だとか登録の技術上の問題だけではなくて、その関係するところが広いのであります。たとえば民法だとかその他関係するところが広いのでありますからいろいろ重要な問題を含んでおる。従いまして、ただいま申し上げました通り、私どもはその一致をはかることが望ましいと考えておりますので、現在も民事局におきましてはこれ进行研究、調査いたしております。なおその上に大学その他学者方面、あるいは国会その他有方々々の御意見を伺い、御研究を願ひ、緊密に連絡をとりまして、この二つの制度の根本的な改正を進めることを考えております。

○大西(正)委員 けつこうです。

○安部委員長 世耕弘一君。

○世耕委員 私は、簡単に土地台帳の問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。他の委員の方からお尋ねがあれはけつこうであります。たとえばこういう場合はどうなるのでしょうか。最近の事例でありますが、実は土地の所有者が知らぬうちに国有財産に編入されている事実がある。さうに知らぬうちに処理されたということが証明された場合に、救済する方法を講ぜられておるかどうか。一例を申し上げます、昭和二十二年まで税金を納めておつた。そして二十三年に今度は税金の督促がなかつたからおかしいというので、区役所の方へ届け出たところ、向それについて返事がなかつたか

ら、それでは税はまだあつたかと思つてゐるうちに、二十四年になつたものだからおかしいと思つて調べに行つたところ、それはもう國家の所有になつておつた。しかも詳しいことを聞いてみると、告示したではないか、こういう返事であつたという。かような場合に実は善意でさうな状況に陥つておるものでありますが、私は土地台帳等を記載する場合に、たとへば登記所が登記手續をする場合に、少くとも税務署と連絡をとつて、なおその上に所有者が、行方不明だといふような場合はいたし方がないけれども、東京都内の焼け跡の処理の場合には税務署と連絡をとりさえすれば、住所不明ということはある得ないだらうと思う。そういう場合の救済はどういうふうな処置をとられるのか、救済できるのかどうかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

○田中（治）政府委員　お答えいたします。

す。ただいまの問題は、御指摘が事実だといったしますと、何か誤りで登記されたのではないかと思います。今度の合帳法改正案の三十八条二項によりますと、「登記所は、土地合帳の登録に誤りがあることを発見したときは、これを訂正しなければならぬ。」とこう規定しております。そこでその登記の記載が誤りであることがわかれば訂正するのであります。ただこの場合に、国であらうと私人であらうと、土地の関係でありますから利害関係が深いのであります。その場合に国の方で異存がなければこの三十八条の二項によつて訂正をする手続をいたすだろうと思ひます。

○世耕委員　そういう間違ひは、事実

に徴してみますと手続は簡単なんで

○田中(治)政府委員　ただいま御指摘

になりました。ような事實は、先ほど申

し上げましたように、何か誤りでなか

望みます。

○安部委員長
ただいまの田嶋委員の

動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○安部委員長

に決定いたします。

それでは討論を省略してこれより採

決に入ります。本案に賛成の諸

起立を願います。

〔總員起立〕

○安部委員長

の通り可決確定いたしました。

この際お諮りいたします。衆